

大学法人の業務運営に関するPDCA

中期目標：設立団体（県）→大学法人【指示】

6年間の目標（R5-10）

中期目標を策定するにあたり、県は評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない
（大学法人の意見にも配慮）

地方独立行政法人法
（中期目標）

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

中期計画：大学法人→設立団体（県）【認可】

6年間の計画（R5-10）

認可するにあたり、評価委員会の意見を聴く
中期計画終了後に実績報告を取りまとめ、評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
（中期計画）

第26条 方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（中期目標等の特例）第78条

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

年度計画：大学法人→設立団体（県）【届出】

※R5地方分権一括法により地独法の改正有り(参考資料4参照)

R5

R6

R7

R8

R9

R10

法人は中期計画を達成するために、各年度ごとに年度計画を作成し県に届出る
年度計画については、各年度ごとに実績報告を取りまとめ評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
（年度計画）

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

第3期中期目標等関連スケジュール

令和4年度

- 4月～7月 高知県と大学法人とのワーキンググループによる中期目標案作成
- 8月24日 中期目標案に対する評価委員会の意見を聴取
- 9月21日 中期目標案に対する大学法人の意見を聴取
- 12月21日 中期目標の策定について県議会の議決
- 12月21日 大学法人に対して中期目標を指示
- 1月30日 大学法人から中期計画の認可申請
- 2月17日** **認可にあたり中期計画について評価委員会から意見を聴取**
- 2月～3月 中期計画の認可
- 3月末 大学法人からR5年度計画の届出